

技術的基準に不適合な子会社製品の出荷に関する親会社取締役の責任

【文 献 種 別】 判決／大阪地方裁判所

【裁判年月日】 令和 6 年 1 月 26 日

【事 件 番 号】 平成 28 年（ワ）第 7406 号

【事 件 名】 損害賠償請求（株主代表訴訟）事件（TOYO TIRE 免震ゴム品質不正に係る株主代表訴訟事件）

【裁 判 結 果】 一部認容、一部棄却（確定）

【参 照 法 令】 会社法 423 条 1 項

【掲 載 誌】 金判 1697 号 21 頁、資料商事 482 号 130 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25598382

国士舘大学教授 満井美江

事実の概要

TOYO TIRE 株式会社（以下、「本件会社」という）には、主幹事業であるタイヤ事業の他、様々なゴム製品を製造・販売するダイバーテック事業があり、建築材料の免震積層ゴムは同事業の一製品である。本件会社は平成 25 年 1 月、完全子会社として東洋ゴム加工品株式会社（以下、「CI」という）を設立し、免震積層ゴムを含むダイバーテック事業の一部を移管した。

免震積層ゴムは、国交省の大臣認定を受けた指定建築材料として製造・販売されていたが、平成 12 年 12 月から平成 24 年 2 月の間、技術的根拠のない乖離値を記載して大臣認定を申請・取得していた。本件会社取締役でダイバーテック事業本部長であった Y₁ は、平成 26 年 5 月、技術的根拠のない数値が用いられている可能性について報告を受け、調査を指示する等問題対応に当たった。出荷可否を相談した弁護士から出荷停止の助言もあり、本件会社の取締役 Y₁ ～ Y₄ が参加した同年 9 月 16 日午前の会議では、出荷停止方針が採られた。しかし、Y₃・Y₄ が別会議のため欠席した同日午後の会議で、本件会社のダイバーテック事業本部自動車ゴム製品技術本部長の P から、「試験実測値に必要な補正を行うと、基準に適合させることが可能」とする報告（以下、「P 報告」という）があり、出荷を停止しない判断に至り、同月 19 日、CI は免震積層ゴム G 0.39 を 19 基出荷した（以下、「本件出荷」という）。その後同年 10 月 9 日、P 報告により再計算をしても基準に適合しないことが報告された。同月 23 日、本件会社の取締役ら

は検証継続や安全性の確認などの対応方針を協議し、以降の対応の結果、平成 27 年 2 月に出荷停止を判断し、基準不適合の疑いがある旨を国交省に報告し、同年 3 月に基準不適合を公表した。

本件会社の株主 X は、平成 28 年 5 月、同社取締役らに対し、本件出荷を停止しなかった上、基準不適合の疑いを公表しなかったことについて、会社法 847 条 1 項所定の責任追及等の訴えを提起するよう同社監査役に請求したが、同訴えを提起しない旨通知された。X は会社法 423 条 1 項による損害賠償請求権に基づき、取締役らに対し、①本件出荷停止に係る任務懈怠による平成 27 年 12 月期の第 4 四半期までの累計特別損失 466 億 7400 万円に照らし 3 億円を下らない損害、②国交省への報告・一般への公表に係る任務懈怠による信用毀損損害・社外調査チーム設置費用として約 2 億 771 万円の損害があったとして賠償を求める株主代表訴訟を提起した。

判決の要旨**1 本件出荷の停止等に係る任務懈怠の有無**

「……取締役による製品出荷の可否の判断は、一般的には、経営判断の問題であり、当該製品に関わる事情や当該製品の出荷により当該会社に生じる利害得失等の種々の事情に基づき判断されるべきものではあるが、……大臣認定によって、備えるべき品質や性能等についての一定の基準が定められ、かかる基準に適合していることを前提に当該製品が販売されている場合には、そのような

法令等に反する製品を販売することは許されず、当該製品が前記の基準を備えていないときは、取締役には、出荷停止によって当該会社に生じる直接的な損失の存在を考慮しても、当該製品の出荷の停止を判断することが求められているというべきである。」

「もっとも、このような判断は、取締役にとって、限られた情報の下で時には迅速に行う必要のある性質のものであるから、……事後的にみると前記の基準に適合していなかったときにおいても、当該取締役の地位や担当職務等を踏まえ、前記の基準に適合すると認識ないし評価した取締役の当時の当該認識ないし評価に至る過程が合理的なものである場合には、かかる認識ないし評価を前提に、当該判断の当否について検討すべきである。」

「……本件会社は、……平成 27 年の売上高は 4000 億円を超え、同年 12 月 31 日時点の連結従業員数は 1 万 1333 名であるなどの経営規模の極めて大きな会社であり、その業務も専門性等に応じて種々の部署で分担されているなど、大規模で分業された組織形態となっていることができるから、Y₁の本件出荷品が大臣評価基準に適合するとの前記の認識ないし評価に至る過程が合理的であるかについては、Y₁の地位及び担当職務、その有する知識及び経験、大臣評価基準との適合性に係る問題との関わりや同問題に関して認識していた事情等を踏まえて、P 報告などの下部組織から提供された事実関係やその分析及び検討の結果に依拠して判断することに躊躇を覚えさせるような特段の事情があるか否かという観点から検討することとなると解される。」

2 子会社の業務執行についての親会社取締役の責任の有無

「本件会社は、自ら製造等していた免震積層ゴムの事業を子会社である CI に行わせ、その事業方針等の指揮監督を行うほか、本件会社の従業員を CI の役員に選任し、本件出荷という具体的な業務執行の意思決定についても本件会社の取締役によってされ、本件出荷に伴う損害賠償金も本件会社が負担していることなどに照らせば、本件出荷に係る判断は、本件会社の業務執行の一環として行われたものというべきであり、……（筆者注：Y₁は）CI の担当取締役として CI による免震積層ゴムの出荷業務等についての一般的な指揮監督を行う立場にあった……。」

3 国交省への報告及び一般への公表に係る任務懈怠の有無

「免震積層ゴムである本件出荷品を含む G 0.39 は、建築基準法に係る技術的基準に適合するものとする国土交通大臣による大臣認定によって、備えるべき品質や性能等についての一定の基準が定められ、……指定建築材料として建物の耐震性能の維持に直結する機能を有するものであって、G 0.39 を用いる建物の安全性に関わるものであるから、かかる製品を販売する企業の実務取締役としては、出荷済みの製品が大臣評価基準に適合しないものであった場合には、可及的速やかに国交省に報告するとともに、一般に向けてかかる事実を公表することが求められるというべきである。」

「そして、大臣評価基準に係る基準違反の内容、それによる影響の程度、改修の方法及び可否等の事情が明らかでないまま不正確ないし不確実な報告・公表をした場合、かえって不必要な混乱を招くなど当該製品や当該製品を用いる建物の安全性に対する信頼を損ねるおそれもあるものの、そのような調査に要するとして長期にわたって報告・公表をしないことは通常は相当ではなく、また、基準違反の内容やそれによる影響の程度等によっては、調査の途中においても速やかに何らかの報告・公表をすべき場合もあると考えられる。」

判決の解説

一 本判決の意義

本判決では、子会社が製造販売する製品の品質問題が生じた場合における出荷と、国交省報告・一般公表に関する親会社取締役の判断の当否が争われた。本判決の特徴として、出荷の経営判断において部下の報告に依拠しうるかを検討するいわゆる信頼の原則と解される判断枠組みが採られたこと、子会社の業務執行について親会社取締役の責任が認容されたこと、問題が生じた際に報告・公表義務が生ずる取締役の地位・職務と事実関係について検討されたことが挙げられる¹⁾。自社や子会社の製品に違法性の問題が生じた際に、取締役は善管注意義務の観点から如何に対応すべきかが問われた事例として、実務上も参考となる。

二 信頼の原則

取締役の業務執行は、不確実な状況で迅速な決

断を迫られる場合が多いため、善管注意義務がつけられたかの判断は、行為当時の状況に照らし合理的な情報収集・調査・検討等が行われたかが基準となり、使用人等からの情報等については、特に疑うべき事情がない限り、それを信頼すれば善管注意義務違反にならないのが原則とされている（信頼の原則）²⁾。

信頼の原則を適用した近時の裁判例として、株主が、地面師詐欺により被った会社損害を取締役に賠償請求した積水ハウス事件大阪地判（大阪地判令 4・5・20 判時 2546 号 71 頁）がある。同地判は、「……当該会社がこのような大規模で分業された組織形態となっている場合には、取締役がこれらの各部署で検討された結果を信頼してその経営上の判断をすることは、取締役に求められる役割という観点からみても、合理的なものといえることができる。そうすると、……当該取締役の地位及び担当職務、その有する知識及び経験、当該案件との関わりや当該案件に関して認識していた事情等を踏まえ、下部組織から提供された事実関係やその分析及び検討の結果に依拠して判断することに躊躇を覚えさせるような特段の事情のない限り、当該取締役が上記の事実等に基づいて判断したときは、その判断の前提となった事実等の認識ないし評価に至る過程は合理的なものといえることができる。」とする判断枠組みを示して事実関係を検討し、被告取締役に事業本部長からの説明内容に躊躇を覚えさせるような特段の事情は認められず、その判断の前提となった事実認識・評価に至る過程は合理的であったと判示した。

三 親会社取締役の子会社管理義務

平成 26 年会社法改正により会社法 362 条 4 項 6 号に取締役会の子会社の業務の適正を確保するための体制整備が定められたが、それ以前からも、親会社取締役の子会社監督責任があるとする解釈があり³⁾、一般的に、親会社の子会社管理義務を認める見解が多数説である⁴⁾。野村證券事件東京地判（東京地判令 13・1・25 判時 1760 号 144 頁）では、親会社の取締役が子会社に指図するなど、実質的に子会社の意思決定を支配し、かつ、その指図が親会社に対する善管注意義務や法令に違反する場合には、親会社の取締役が親会社に対して任務懈怠責任を負うとした。これを支持する見解も有力である⁵⁾。

四 問題発生時の取締役の報告・公表義務

不正発覚後、その公表の要否の判断について、取締役らの善管注意義務違反が認容された裁判例として、ダスキン事件大阪高判（大阪高判平 18・6・9 判時 1979 号 115 頁）がある。同高判では、未認可食品添加物が混入した食品の製造・販売は食品衛生法に違反し、人の健康を損なうおそれのある違法行為に該当することから、「……混入が判明した時点で、ダスキンは直ちにその販売を中止し在庫を廃棄すると共に、その事実を消費者に公表するなどして販売済みの商品の回収に努めるべき社会的な責任があった……。これを怠るならば、厳しい社会的な非難を受けると共に消費者の信用を失い、経営上の困難を招来する結果となるおそれが強い。」とし、「本件混入や本件販売継続の事実を知りながら、……事実調査の上で販売中止等の措置や消費者に公表するなどして回収の手だてを尽くすことの要否などを検討しなかったことについて、取締役としての善管注意義務の懈怠があった……。とした。

この判示については、法令上の公表義務がなくとも、取締役には信用毀損等により会社に生じる損害回避義務があり、その回避に必要な措置として販売中止・公表・回収などが善管注意義務の内容であると解されている⁶⁾。

五 本判決の検討

本判決は、取締役らの経営判断に関し、信頼の原則を適用した積水ハウス事件大阪地判の判断枠組みを踏襲して検討している。同地判はいわゆる「経営判断の原則」を採ることを判示し、その判断のなかで信頼の原則を適用した⁷⁾。信頼の原則は、概ね「経営判断の原則」を採る場合に、取締役が下部組織からの情報収集・分析等に依拠することが許されるのかの検討において適用されている⁸⁾。本判決に「経営判断の原則」の採用を窺わせる言及はないが、信頼の原則の判断枠組みは適用し得るであろうか。基準不適合製品の出荷の判断は違法行為に当たり、この判断に「経営判断の原則」は採用できない⁹⁾。一方、製品が基準不適合であるかの判断は業務執行上の判断で、その判断においては「経営判断の原則」と同様の情報収集等の合理性が問題となり¹⁰⁾、部下からの情報・分析等に疑うべき事情がなければ、取締役の信頼は保護されるべきであろう。しかし、CI の担当

取締役として指揮監督する地位にあり、技術系業務に従事しダイバーテック事業本部長であった取締役Y₁は、免震積層ゴムの技術的知識を有していなかったPの報告に疑問を感じることができたようである。一旦判断した出荷停止をP報告により覆したY₁に、本判決は特段の事情を認め任務懈怠があったとした¹¹⁾。妥当な判断といえよう¹²⁾。

子会社の業務執行についての親会社取締役の責任に関しては、子会社の事業方針等を指揮監督・親会社従業員を役員に選任・取締役が本件出荷を決定・本件出荷に伴う損害賠償金を親会社が負担、という事実により、本件出荷判断は親会社の業務執行の一環で、子会社担当取締役には出荷業務について指揮監督を行う立場にあったが、出荷を判断して任務を懈怠したと認定した。実質的な子会社の意思決定の支配・指図等から親会社取締役に子会社管理義務を認める判示であり、先行裁判例や従来の学説に沿うもので、首肯しうる¹³⁾。

問題発生時の報告・公表義務に関して本判決は、基準不適合の場合、調査途中であっても速やかに報告・公表すべきとし、平成26年10月23日の会議で基準不適合を前提に対応方針が協議されていたことから、Y₁～Y₄全員に対し、各地位及び担当職務等を前提に、事実関係等を踏まえて、報告・公表義務違反を認定した。法令上の公表義務がない点や、建物の安全性と人の健康という重要な社会的責任に係る製品である点で、本事案はダスキン事件と類似するが、同事件高判と異なり、公表義務の根拠に、信用毀損による損害回避ではなく、建物の安全性に係る製品販売企業の取締役要請される安全確保措置が挙げられている。実際に健康被害の心配はなかったダスキン事件と異なり、本事案では使用中の建物の安全性に係る被害拡大の可能性があったからであろう¹⁴⁾。もっとも使用建物は特定されており個別対応は可能なので¹⁵⁾、公表の必要性の説示は不十分に思われる。

賠償損害額は、①本件出荷品の交換費用約1億3828万円、②特に根拠は示さず「一切の事情を総合考慮」した信用毀損2000万円が認容された。Xは本件出荷以前の出荷品交換費用・社外調査チーム設置費用を主張したが、本判決は、当該交換費用は認定した任務懈怠と相当因果関係がない・公表した場合でも同チームの設置は必要として否認した。①は妥当だが、②の金額の算出根拠

が明確でなく、疑問が残る¹⁶⁾。

●—注

- 1) 本判決評釈として、中村信男・ビジネス法務2024年12月号102頁、船津浩司・ジュリ1598号(2024年)2頁、同・資料版商事483号(2024年)144頁、山本将成・法教528号(2024年)117頁、緑川芳江・金法2241号(2024年)14頁、藤林大地・法セ838号(2024年)108頁、太子堂厚子・監査役766号(2024年)28頁、同・会計・監査ジャーナル834号(2025年)80頁。
- 2) 江頭憲治郎『株式会社法〔第9版〕』(有斐閣、2024年)499頁、田中亘『会社法〔第4版〕』(東京大学出版会、2023年)289頁。信頼の原則により責任を否認した裁判例として東京地判平14・7・18判時1794号131頁・横浜地判平25・10・22金判1432号44頁、認容した裁判例として東京地判平14・4・25判時1793号140頁。
- 3) 塚本秀臣「平成26年改正会社法と親会社取締役の子会社監督責任」商事2054号(2014年)28～29頁。
- 4) 船津・前掲注1)ジュリ3頁。
- 5) 田中亘ほか編『論究会社法』(有斐閣、2020年)120頁[濱口耕輔]、船津浩司「子会社管理義務をめぐる理論的課題」ジュリ1495号(2016年)51頁。
- 6) 山下徹哉「判批」商事1898号(2010年)105～106頁、松井秀征「判批」商事1836号(2008年)11頁。
- 7) 堀田佳文「判批」令4重判解86頁。
- 8) 東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社訴訟Ⅰ〔第三版〕』(判例タイムズ社、2011年)242頁。
- 9) 公序に反する経営判断の裁量は概念矛盾であり、免責されない。東京地方裁判所商事研究会・前掲注8)240頁。
- 10) 太子堂・前掲注1)監査役38頁注3。
- 11) Y₂～Y₄についても、各々同様の判断枠組みで検討されている。本件出荷を判断した会議の出席有無も考慮され、免震積層ゴムの品質保証を担当する統括長・委員長の地位にあったY₂に、Y₁同様「特段の事情」があるとして任務懈怠が認定された。
- 12) 中村・前掲注1)106頁、太子堂・前掲注1)監査役34頁。なお、親会社代表取締役Y₃が専門性に着目して調査を指示したPの報告に、取締役らが否定的な意見を述べにくい特殊事情があった可能性が指摘されている。船津・前掲注1)資料版商事150頁、太子堂・前掲注1)会計・監査ジャーナル84頁。
- 13) 船津・前掲注1)ジュリ3頁、太子堂・前掲注1)監査役36頁。
- 14) 山本・前掲注1)117頁。
- 15) 藤林・前掲注1)109頁、太子堂・前掲注1)監査役39頁注10。
- 16) 免震積層ゴムの本件会社グループ全体の売上高に占める割合は0.2%程度で、全社の信用毀損につながるか等、丁寧な検証を要する。船津・前掲注1)資料版商事153頁。